

旅館営業・公衆浴場営業までの手続きについて

事前相談

旅館の工事着手前に設計図を持参され、事前に「保健所」(営業許可関係)及び「林務環境事務所」(水濁法等公害関係)にご相談ください。

旅館等設置協議書の提出

山梨県では、旅館業・公衆浴場業に係る建築物については、「山梨県モーター類似施設等設置規則指導要綱」に基づき「旅館等設置協議書」を提出していただく、事前協議制をとっております。事前に「旅館等設置協議書」(添付書類含む)を建設地の市町村に**3部**提出してください。(市町村から送付された書類を保健所にて審査します。)

(旅館等設置協議書の添付書類)

- ・施設の付近 300m 以内の様子が詳細にわかる地図
- ・施設(車庫及び駐車場、植栽を含む)の敷地配置図(縮尺:二百分の一程度)
- ・建物の色彩がわかる立面図(縮尺:百分の一程度)
- ・建物の各階平面図(縮尺:百分の一程度)
- ・施設の内部設備
- ・地域住民との話し合いの結果(同意書)

他法令に基づく手続き

- ・建築確認申請に基づく「検査済証」に係る手続き・・・建設事務所へ
- ・消防法令適合通知書に係る手続き・・・消防署へ
- ・水質汚濁防止法に係る手続き・・・林務環境事務所へ

旅館業営業許可申請書及び食品営業許可申請書の同時提出

申請書の添付書類

旅館業

- ・営業施設の構造設備の概要
- ・施設(車庫及び駐車場、植栽を含む)の敷地配置図
- ・各図面(立面図、各階平面図)
- ・建物の色彩がわかるもの(色彩立面図、カラー写真など)
- ・施設の所在地から半径 150メートル以内の図面(特に学校等との距離を明確に示したものであること)
- ・建築確認申請に基づく「検査済証」の写し(建設事務所又は指定確認検査機関)
- ・消防法令適合通知書(原本)(消防署)
- ・申請者が法人等の場合は定款又は寄附行為の写し
- ・旅館業許可申請手数料(22,000円分の山梨県収入証紙)

公衆浴場営業

- ・ + 配管図 + 各設備概要

飲食店営業

- ・厨房の平面図
- ・食品衛生責任者の選任届
- ・施設付近の地図
- ・水道水以外の水を使用する場合は水質検査成績書
- ・飲食店営業許可申請手数料(16,000円分の山梨県収入証紙)

旅館業法及び食品衛生法の許可申請に基づく保健所による立入調査

保健所では、申請者との協議のもと事前に立入調査日を予約させていただき、その日に申請施設の現場検査にお伺いします。

ご不明な点がございましたら下記のお問い合わせ先までお願いします。

山梨県中北保健福祉事務所峡北支所衛生課

電話: 0551-23-3071 FAX: 0551-23-3075